

## 確認検査手数料規程（2024.4 改定）

### （趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定める「株式会社高良 GUT 確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、株式会社高良 GUT（以下「当社」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

### （確認検査手数料）

第 2 条 業務規程第 46 条に規定する手数料の額は、確認申請、中間検査申請、完了検査申請、仮使用認定申請 1 件につき、建築物にあっては別表 1 に掲げる額、建築設備にあっては別表 2 に掲げる額、工作物にあっては別表 3 に掲げる額とする。

2 天空率審査の必要なものについては、前項までの手数料の額に、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限の区分の一ごとに、別表に掲げる額の手数を加算する。

3 建築物の確認申請において法 43 条第 2 項等の許可証等が添付され、その許可条件等に天空率を含む形態制限に適合することが含まれており、それに基づき天空率に適合していることを示した計画の場合は、前項に示す額の手数を加算する。

4 地上 4 階建て以上（法 6 条の 4 の特例を受ける建築物を除く）又は混構造の建築物（確認申請書（建築物）等において、第 3 面【13.建築物の高さ等】【ハ.構造】の欄の「造 一部 造」に複数の構造が記載されるものをいう）を含む申請については、前項までの手数料の額に、申請一件につき別表に掲げる額の手数を加算する。

5 地上 5 階建ての建築物を含む申請については、申請一件につき 35,000 円の手数を、地上 6 階建て以上の建築物を含む申請については、申請一件につき 85,000 円の手数を、特定畜舎等建築物又は土砂災害特別警戒区域内の建築物を含む申請については、申請一件につき 120,000 円の手数を、それぞれ前項までの手数料の額に加算する。

6 確認申請に係る建築物が、既存等の一の建築物として増築、改築（全部改築の場合を除く。）、大規模の模様替又は大規模の修繕であるときは、前項までの手数料の額に、申請一件につき別表に掲げる額の手数を加算する。

7 確認申請に係る建築物が、以下の一から四に掲げる検証法のいずれかの審査を要する場合は、前項までの手数料に加算する手数料の額は、別途見積とする。

- 一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 108 条の 3 にいう耐火性能検証法及び防火区画検証法
- 二 令第 128 条の 6 にいう区画避難安全検証法
- 三 令第 129 条にいう階避難安全検証法
- 四 令第 129 条の 2 にいう全館避難安全検証法

8 確認申請に係る計画が、あらかじめ複数の場合あるいは幅のある寸法に対して検討がなされている場合（以下「あらかじめの検討」という。）は、その検討内容に応じ、審査後、申請一件につき、最大の確認申請に係る手数料額と同額の追加手数料を加算することができる。

9 建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）の判定等の必要な建築物（確認申請書（建築物）2 面 8.欄が「提出不要」以外のもの）の完了検査申請については第 1 項の手数料の額に、対象となる建築物一棟につき別表第 6-1 に掲げる額の手数を加算す

る。

10 前項の場合で、さらに建築物省エネ法に係る軽微な変更説明書が完了検査申請時に提出された場合（完了検査申請に先立ち建築物省エネ法上の軽微な変更説明書について事前相談があったものを含む。）は、それが軽微変更該当証明書によるもの（ルート C）である場合を除き、対象となる建築物一棟につき別表第 6-2 に掲げる額の手数料を加算する。

（印刷追加等手数料）

第 3 条 電子申請を行うものについて、消防同意依頼がある場合、必要書類の電磁的記録を当機関にて紙面印刷または申請データの変換や整理をして消防同意を行う場合は、以下の印刷・折り等の手数料を追加するものとする。

紙面（100 枚ごと・切り上げ） 4,000 円

（電子申請時の副本の交付に係る追加手数料）

第 4 条 電子申請時には電子情報処理組織にて副本の交付を行うが、それに加え紙面による交付を希望する場合は、以下の印刷・折り等の手数料を追加するものとする。

紙面（100 枚ごと・切り上げ） 4,000 円

（その他の手数料）

第 5 条 軽微変更報告書の手数料の額 4,000 円

2 建築主等変更届、工事監理者届、工事施工者届、記載事項変更届の事務手続き手数料の額 1,000 円

3 法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物に設ける建築設備の加算の額 別表 2 に掲げる額。

4 追加説明書（完了検査）の手数料の額は計画変更と同金額とする。ただし変更の概要が軽微変更と同等な場合については 4,000 円とする。

（遠隔地検査加算手数料）

第 6 条 中間検査、完了検査、仮使用認定検査の対象となる工事施工場所が、当社事務所を基点とした直線距離が別表 4 に該当するときは、本手数料規程の手数料の額を加算した額とする。なお 60 km を超える場合はその都度協議を行う。

（確認申請手数料の減額）

第 7 条 当社は、第 2 条に定める手数料の額を種々の状況を勘案して、減額することができる。

2 減額の対象となるのは、建築物確認申請引受数が年間(前年 4 月 1 日~3 月 31 日)100 件以上の代理者・工事施工者とする。

3 減額後の手数料は別表 5 に掲げる額とする。

（その他）

第 8 条 確認検査は、この規程に基づく手数料に記載のない内容を含む場合など、この規程の適用をできない場合は、その都度協議を行い手数料を算定する。

附則

（適用期日）

この規程は令和 6 年 4 月 1 日受付のものから適用する。

## 確認検査手数料

別表1 建築物

単位 (円)

建築物の規模 (延べ床面積 m <sup>2</sup> )	区 分	建築確認	中間検査	完了検査		計画変更	仮使用認定
				中間検査あり	中間検査なし		
200 以内	法第6条の4の特例を受ける建築物	50,000	50,000	50,000	62,500	30,000	30,000
	上記以外	62,500	62,500	62,500	75,000	37,500	37,500
200 超～500 以内	法第6条の4の特例を受ける建築物	100,000	100,000	100,000	112,500	60,000	60,000
	上記以外	125,000	112,500	112,500	125,000	75,000	75,000
500 超～1,000 以内	全ての建築物	150,000	125,000	125,000	175,000	90,000	90,000
1,000 超～2,000 以内	全ての建築物	180,000	140,000	140,000	160,000	108,000	108,000
2,000 超～3,000 以内	全ての建築物	380,000	230,000	280,000		210,000	210,000
3,000 超～4,000 以内	全ての建築物	470,000	240,000	300,000		230,000	230,000
4,000 超～5,000 以内	全ての建築物	540,000	270,000	330,000		250,000	250,000

- 一 建築物の規模とは、申請する敷地における建築物の延べ床面積をいう。
- 二 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該変更に係る直前の確認を当社以外から受けている場合 上表の建築確認の額
- 三 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該変更に係る直前の確認を当社から受けている場合 上表計画変更の額
- 四 当社が確認審査中であつた建築物の計画を大規模に変更して建築物を建築する場合 上表計画変更の額
- 五 構造設計適合性判定を受けた申請に係る追加費用は 1,000 m<sup>2</sup>以内の場合 50,000 円、1,000 m<sup>2</sup>以上の場合 80,000 円を加算する。
- 六 天空率審査の必要な申請の場合 11,500 円を加算する。
- 七 地上4階建て以上又は混構造の建築物の場合 13,700 円を加算する。
- 八 確認申請に係る建築物が、既存等の一の建築物として増築、改築、大規模の模様替又は大規模の修繕である場合 50,000 円を加算する。

別表 2 建築設備

単位 (円)

	建築確認	完了検査	計画変更	仮使用認定
令第 146 条第 1 項に掲げる建築設備	36,000	52,000	36,000 (20,000)	36,000
エレベーター (認定型式)	18,000	26,000	18,000 (10,000)	18,000
エレベーター (上記以外)	36,000	52,000	18,000 (10,000)	18,000
小荷物専用昇降機	18,000	26,000	18,000 (10,000)	18,000

( ) の金額は、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該変更に係る直前の確認を当社から受けている場合の額

別表 3 工作物

単位 (円)

	建築確認	完了検査	計画変更	仮使用認定
よう壁(高さ 5m以下)	45,000	72,000	45,000	45,000
よう壁 (高さ 5~7m以下)	68,000	108,000	68,000	68,000
その他の工作物 (1 基につき)	45,000	72,000	45,000	45,000

令第 138 条第 3 項第 2 号の自動車車庫に供する工作物 築造面積を別表 1 の建築物の規模に読み替えて適用する。

別表 4 遠隔地加算手数料

単位 (円)

当社を基点とした現地までの直線距離	加算金額
25 km を超え 40 km 以内の場合	10,000
40 km を超え 60km 以内の場合	15,000

別表 5

単位 (円)

		建築物の規模 (延床面積)	手数料
建築物審査		～100 m <sup>2</sup>	34,000
		100 m <sup>2</sup> 超～200 m <sup>2</sup>	37,000
		200 m <sup>2</sup> 超～500 m <sup>2</sup>	58,000
		500 m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup>	97,000
計画変更		～100 m <sup>2</sup>	26,000
		100 m <sup>2</sup> 超～500 m <sup>2</sup>	29,000
		500 m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup>	59,000
検 査	中間検査	～200 m <sup>2</sup>	28,000
		200 m <sup>2</sup> 超～500 m <sup>2</sup>	33,000
		500 m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup>	37,000
	完了検査 (中間検査なし)	～200 m <sup>2</sup>	30,000
		200 m <sup>2</sup> 超～500 m <sup>2</sup>	35,000
		500 m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup>	46,000
	完了検査 (中間検査あり)	～200 m <sup>2</sup>	28,000
		200 m <sup>2</sup> 超～500 m <sup>2</sup>	33,000
		500 m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup>	43,000
構造計算適合判定に係る申請費用 加算		～1,000 m <sup>2</sup>	50,000
		1,000 m <sup>2</sup> 超	80,000
エレベーター	審査 (※1)	ホームエレベーター	10,000
		上記以外	19,000
	検査	ホームエレベーター	15,000
		上記以外	28,000
工 作 物 (よう壁)	審査	計画変更は同額	12,000
	検査		12,000
軽微変更報告			2,000
追加説明書 (完了検査) (軽微に限る)			2,000

※1 エレベーター・ホームエレベーターの計画変更は確認審査料金の半額とする。

※2 建築物の規模が2,000 m<sup>2</sup>超～5,000 m<sup>2</sup>以内の場合は減額しない。

## 加算額等

消防同意 (電子)	2,000 円	天空率	7,000 円
既存増改築等	25,000 円	型式外 4 階以上、混構造	10,000 円

別表 6-1 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査加算手数料  
 (対象となる建築物一棟につき)  
 単位 (円)

省エネ適判対象 床面積の合計	300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満	4,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満
用途・計算法 に係らず	30,000	45,000	50,000	55,000	60,000

※他機関で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合は、上表の2倍とする。

別表 6-2 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書の審査手数料  
 (対象となる建築物一棟につき)  
 単位 (円)

省エネ適判対象 床面積の合計		300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満	4,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	
ルート A	ホテル、病院、 集会所等及びこ れらを含む複合 建築物 (用途①)	標準入力法等	19,000	23,500	27,500	29,500	31,000
		モデル建物法	10,500	12,500	14,000	15,000	16,500
	工場・倉庫等 (用途②)	標準入力法等	4,500	4,500	5,000	5,500	6,000
		モデル建物法	3,000	3,000	3,500	4,000	4,500
	上記の用途以外 の建築物 (用途③)	標準入力法等	14,500	19,500	24,000	26,000	27,500
		モデル建物法	7,500	9,500	11,000	12,500	13,500
ルート B	ホテル、病院、 集会所等及びこ れらを含む複合 建築物 (用途①)	モデル建物法	42,000	50,000	56,000	60,000	66,000
	工場・倉庫等 (用途②)	モデル建物法	12,000	12,000	14,000	16,000	18,000
	上記の用途以外 の建築物 (用途③)	モデル建物法	30,000	38,000	44,000	50,000	54,000

※ルート B 標準入力法の場合、別途見積もりとする。

用途①②③は、別表第 6-3 による。

別表 6-3 用途区分表

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
用途 ①	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他 これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
用途 ②	（公衆電話所）	08280
	（公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家）	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360

用途 ②	(畜舎)	08420
	(堆肥舎) 又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	(自動車車庫)	08490
	(自転車駐車場)	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
用途 ③	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	巡査派出所	08270
	郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452	

用途 ③	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	08650
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舎	08040
	下宿	08050
	建築物全体が、用途②の（）内の用途の場合	